平成２８年（フ）第３３９５号
東京都足立区小台２丁目46―６　新日本製袋寮
破産者　林　　薫
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４０１号
東京都品川区東品川１丁目32―３―1001
破産者　矢野　勝章
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０号
東京都福生市志茂213番地４エミネント福生301号室
破産者　藤倉　章義
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９４号
東京都福生市志茂213番地４エミネント福生301号藤倉千帆方、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座６丁目13番16号銀座Ｗａ１１ビルＵＣＦ５階
破産者　株式会社千閃堂
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
東京都福生市志茂213番地４エミネント福生301号室
破産者　藤倉　千帆
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４８号
静岡県沼津市一本松738番地の３
破産者　有限会社丸鋼窒化
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
静岡県駿東郡清水町柿田168番地の10
破産者　株式会社イメージファーム
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６９号
愛知県知多市旭桃台345番地
破産者　池戸　基師
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９１号
広島市安佐南区古市１丁目30番６号
破産者　有限会社山陽住研工業
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３１６号
福岡市東区八田２丁目21番25号
破産者　中村　太郎
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５号
東京都中央区晴海３丁目４番９号711
破産者　日本橋食品産業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７８号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目８番６―117号
破産者　對馬健太郎
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０８５５号
東京都北区王子４丁目２番７号　藤澤方、開始決定時の住所東京都北区王子３―16―７
破産者　唐澤　　勉
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１７号
東京都杉並区西荻南２丁目18番19―702号
破産者　株式会社プロフエツシヨナル・ジヤパン
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１８号
東京都東久留米市滝山３丁目10番８号グレースマンション野崎106号
破産者　宍戸　一博
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０５号
東京都青梅市日向和田１丁目237番地
破産者　株式会社武蔵サービス
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２５号
東京都八王子市南陽台３丁目17番４号
破産者　株式会社オーミック
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３２６号
東京都八王子市松が谷59番地１―302、開始決定時の住所東京都八王子市南陽台３丁目17番４号
破産者　大坪　則雄
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３９２号
横浜市旭区今宿１丁目18番９号
破産者　中央石油株式会社
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４９号
神奈川県中郡二宮町二宮92番地の78
破産者　有限会社イル・ヴォーノ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９０号
金沢市浅野本町２丁目14番12号、従前の本店所在地金沢市浅野本町２丁目４番３号
破産者　株式会社皇和コーポレーション
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部